

## 9. 救急・救助業務

救急業務は、昭和38年に法制化され、現在は高齢化の進展による人口構成の変化に伴い、需要は今後さらに増大する可能性があるため、消防行政の中でも重要なものとなっている。

また、救助業務については、昭和61年の消防法改正により救助隊が法的に位置付けられ、その業務範囲は火災、交通事故、自然災害や特殊な災害などにまで及んでいる。

### 1. 救急業務実施体制

令和5年4月1日現在、県内消防本部の救急隊数は229隊、救急車保有台数は282台（うち非常用58台）、救急隊員は3,595人（うち専任隊員は1,383人、兼任隊員は2,212人）である。

また、県内消防本部の救急救命士数は1,446人で、全ての消防本部で救急救命士による救急業務が実施されている。（第1表参照）

### 2. 救急業務実施状況

令和4年中の県内救急出場総件数は382,346件で、前年に比べ62,724件増加した。これを事故種別で見ると、急病262,237件（68.6%）、一般負傷54,571件（14.3%）、交通事故19,761件（5.2%）の順となる。

また、救急搬送人員は314,247人で、前年に比べ38,264人増加した。

これは、県内において約1分22秒に1回の割合で救急車が出場し、県民を630万人とした場合、約20人に1人が救急車で搬送されたことになる。（第2表、5表参照）

### 3. 救助業務実施体制

令和5年4月1日現在、県内市町村の救助隊総数は58隊（うち救助隊11隊、特別救助隊35隊、高度救助隊11隊、特別高度救助隊1隊）であり、救助工作車保有台数は50台である。

また、救助隊総隊員数は960人（うち救助隊員187人、特別救助隊員583人、高度救助隊員174人、特別高度救助隊員16人）である。（第6表、第6-2表参照）

### 4. 救助業務実施状況

令和4年中の県内救助活動総件数は3,697件で、前年に比べ444件増加した。

これを事故種別で見ると、建物等による事故1,985件（53.7%）、交通事故435件（11.8%）、火災260件（7.0%）の順となる。

また、救助人員は2,557人で、前年に比べ211人増加した。（第7表参照）